

第9回雲仙市都市計画審議会議事録

日 時 平成26年8月5日(火) 13時00分～14時15分
場 所 雲仙市役所 3階 第1会議室

第9回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：平成26年8月5日 13:00～14:15

2. 場所：雲仙市役所 3階 第1会議室

3. 議題

第1号議案

国見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（意見聴取）

（長崎県決定）

第2号議案

千々石都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（意見聴取）

（長崎県決定）

第3号議案

小浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（意見聴取）

（長崎県決定）

報告事項

都市計画公園区域の見直し検討について

雲仙市緑の基本計画について

4. 議決状況

第1号議案

原案のとおりで異議なし

第2号議案

原案のとおりで異議なし

第3号議案

原案のとおりで異議なし

5. 出席委員（12名）

宅島壽雄、中村靖人、鮫島和夫、井上武久、佐藤義隆、木村康博（代理：田浦峰星）、後田健一、木下慎一郎、城下和美、古賀大八郎、村上智恵子、草野有美子

6. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

それでは、ただいまより第9回雲仙市都市計画審議会を開催いたします。

【2. 委嘱状交付】

(事務局)

「雲仙市都市計画審議会設置条例第3条第2項」に委員の任期は4年と定められており、本年3月31日の任期満了により委員の改選を行なっております。

委嘱状の交付でございますが、机上交付とさせていただきます、委員代表へ市長から委嘱状の交付をさせていただきますと思います。委員の皆様には、ご紹介を兼ねてお名前をお呼びいたしますので、自席でご起立下さい。

— 委員の紹介 —

それでは、委員代表としまして、前会長の宅島壽雄様に市長から委嘱状の交付を行ないます。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わります。

【3. 市長挨拶】

(事務局)

続きまして、雲仙市長 金澤 秀三郎 がご挨拶申し上げます。

— 市長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、金澤市長は公務の都合により、ここで退席とさせていただきます。

次の次第に入る前に、ここで、事務局の紹介をさせていただきます。

— 事務局の紹介 —

【4. 会長選出】

(事務局)

本来であれば、会長に会議の進行をお願いするところですが、会長が決定するまでの間、事務局で進行を行なってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、会長選出についてご説明いたします。

雲仙市都市計画審議会委員の改選に伴う、会長選出となります。会長選出につきましては、資料としてお手元に配布しております「雲仙市都市計画審議会設置条例」の第5条に「審議会に会長を置くものとし、同条例第3条第1項第1号の委員のうちから委員の選挙により定める。」とされております。したがって、「学識経験者」の委員の中からお願いすることとなります。

また、この条例での「選挙」とは、立候補、推薦、投票等により会長を選出することとなっております。会長の選出につきまして、ご意見等ございませんか。

(委員)

宅島前会長に引き続きお願いするのが妥当と思いますが。

(事務局)

他にご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしとのことですが、宅島委員ご了解よろしいでしょうか。

(委員)

はい。わかりました。

(事務局)

ありがとうございます。それでは宅島委員に引き続き会長をお願いするということでよろしく申し上げます。

【4. 議事】

(事務局)

これから先の議事進行を宅島会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(会 長)

ただいま会長に選出されました宅島でございます。よろしく申し上げます。

本日の審議会が円滑に進行されますよう、委員皆様のご協力をよろしくお願い致します。

(会 長)

議事に入ります前に、職務代理者についてお諮りします。

雲仙市都市計画審議会設置条例第5条第3項の規定により、「会長に事故があるときは、第3条第1項第1号の委員のうち予め会長が指名する委員がその職務を代理する。」とされております。

職務代理者について、鮫島委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは鮫島委員を職務代理者といたします。よろしく申し上げます。

(会 長)

第9回雲仙市都市計画審議会の成立について確認します。

本日の出席者は12名であり、委員総数16名の2分の1以上の出席で

ありますので、雲仙市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることを確認します。

(会 長)

審議に先立ち、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長が指名する議事録署名人が署名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(会 長)

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は佐藤義隆委員、古賀大八郎委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(委 員)

はい。

(会 長)

それでは、会議を始めます。議案書をお開きください。

本日の議案は、第1号議案から第3号議案まで、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての意見聴取となっております。

説明については、第1号議案から第3号議案まで一括して説明を受け、その後、それぞれの議案の審議を行なうことといたします。

事務局より第1号議案から第3号議案まで一括して説明をお願いします。

【第1号から第3号議案について】

(事務局)

— 第1号から第3号議案 変更内容等の説明 —

【第1号議案 質疑】

(会 長)

ありがとうございました。
今の説明で何かご質問はございませんか。

(委 員)

変更内容を搾って、今日の審議会の意味、今回の審議会を開く理由から説明してほしい。

(事務局)

議案書を基に説明をさせていただいてよろしいでしょうか。
議案書の17ページをお開きください。これが新旧対照表になります。右側が旧、左側が新で欄が分かれております。赤の部分が今回新たに修正、追加をされた文となります。都市計画の目標の部分に今回、「都市を取り巻く状況は、」以下から「上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。」これは長崎県にぎわいの都市づくり基本方針によりこの内容を反映させることということで新たに追加をされております。

つづいて、議案書21ページになります。左側赤文字の部分になりますが、大規模集客施設の立地誘導方針ということで次の22ページまでわたっておりますけれども、これにつきましては大規模集客施設の適正な立地誘導を行い、まちなかの活性化を推進するための大規模集客施設等立地ガイドラインが県で設定をされています。その内容を反映するというのでこの項目が新たに追加をされております。

議案書29ページになりますが、5) 都市防災に関する方針という項目が追加をされております。これは新たに基本方針が追加をされたものでございます。内容としましては長崎県地域防災計画や長崎県水防計画などの十分な連携を図るため追加をされております。次の30ページになりますが、6) 景観に関する方針ということで基本方針が追加をされております。これは県や市町の景観計画等の連携を図るということを目的といたしまして新たに追加をされているものでございます。

いま説明させていただいた項目は、国見、千々石、小浜すべての都市計画区域に共通して同じものが追加をされております。

(事務局)

補足をさせていただきます。今回の審議会は県が定めております都市計画区域マスタープランの変更に伴う市町に対する意見聴取でございます。

したがいまして先ほど説明をいたしましたけど、内容に変更があっておりますのでこれを市の都市計画審議会に意見照会としてお諮りするものでございます。

(委員)

いま質問がありました。私はこの資料をいただいたときに、今説明されたことは、要は17ページから旧と新があって文字が赤文字、青文字を使って原稿が少しずつ変えてございます。ここが前計画のマスタープランとしてやっていることで、雲仙市としてこの3地区についてはこの変更でいかがなものかという意見を聞く会だと私は理解してここに参加をしましたがそれでよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(会長)

今回は県のマスタープランに対して市の意見を聞くということでございます。国見、千々石、小浜の3町が都市計画区域を設定している関係上、それぞれ1号、2号、3号に分けてありますけど議案についてはそれぞれ意見をよろしく願います。

(委員)

区域マスタープランというのは県が決定する権限をお持ちです。けれど雲仙市に非常に関わることなので雲仙市の意見を聞きたいということです。変更の主なことは何かといいますと、人口が縮小する時代になるということで、県ではにぎわいの都市づくりの方針を決定した大きな理由は、人口が減っているのに膨張する時代ではないので、地域が縮小していき放っておくとあちこちで暮らしにくくなってしまおうという状態を、人口が減って都市の規模が小さくなっていくけれど暮らしやすいまちづくりをしないといけないということで大きな方針を決めましたというのが最初の目標に掲げているところなのです。ということでこれからは膨張するような都市のつくりかたではなくコンパクトに、しかしどこに住んでも便利で暮らしやすいようなまちづくりを基本方針に県としてもやるので雲仙市においてもこの方針でまちづくりをやりますということを大きな目標にあげているのと、それからいろいろな自然災害の防災について都市計画の中にしっかり防災計画等を位置づけたということです。2004年に景観法といういろんな人の営みを全体としてまちづくりに結び付けて、みんなが快適に感じるよ

うな都市づくりをしようと法律ができたのですね。それで雲仙市の都市計画マスタープランだけではなく景観のマスタープランなど、そういう条例も施行されているとおもいますが、それを都市計画の方針と整合させておくということで景観に関する規定を入れたのです。またこの間、合併がありましたから今までは何々町役場といていたところが支所や総合支所に、何々会館といていたところがセンターなどいろいろと名前が変わっているところを整合させる、合併に伴う施設の名称変更を他の変更と併せてやっているということ。千々石については都市計画の範囲が大きすぎるので不必要な都市計画の範囲を区切って今回はやっています。雲仙市は3つのところが都市計画区域ですけど、市役所がある吾妻町、家が建ち開発がすすんでいる愛野町については都市計画区域外です。本当はそういうところについてどうするか雲仙市としては考えないといけないですが、今回はいま都市計画区域になっているところの検討だけを扱っています。雲仙市としてそういうところについて、愛野町をもっと開発したほうがいいという声もあるわけです。けれど今回は3つの地域をコンパクトにしようという方針を掲げていて、雲仙市としてどうするかを考えていけないのであって、雲仙市がしっかりとした方針をもって県と相談し議論していけないといけないので、今回は変更するのかもしれないのかは上がっていないけれども雲仙市としては市役所の周りをどうするか、開発が進んでいる愛野町の辺りはどうするかは今日の協議とは別に考えていけないといけない。

(会 長)

今の意見の中で委員の話は愛野・吾妻で都市計画区域がないという事に意見をいただいたと思います。それについてはまた国、県、市でいろいろな計画を練ってもらってそれから検討させていただければと思います。

(会 長)

それでは、他にないでしょうか。

(委 員)

長崎県にぎわいの都市づくりの趣旨というのは各ページを開いてもらうと少しずつ文言が変わっているのですが、文言自体はいいのではないかと思います。24ページの中に主要な施設の整備目標、概ね10年以内に整備を予定する施設は、一般国道389号というのが実際計画的に10年で目標にできるのかどうか。25ページ整備水準の目標、これは汚水処理とかそういうことを書いてあるのですが、最初に謳ってあったのは概ね2

0年後の目標というのが今回は概ね10年後には71%を目標。20年かけてしたものを10年でというのは本当にいけるのかどうか疑問はありますが、いい方向になることに対して私は賛成で異議なしという気持ちであります。このように書かれて変更になればできるだけ20年の計画が今度は10年でと、なにしろ目標を達成していかないと到達しませんからそういう意味ではがんばっていただきたいと思えます。以上です。

(事務局)

24ページの主要な施設の整備のところでは今回概ね10年以内に整備を予定する施設は一般国道389号が挙がっています。これは現在、多比良バイパス、それから先については今年度より国見拡幅として事業化されておりますのでスケジュール的にはその工程で問題ないかと思えます。

25ページは県の汚水処理構想に基づく掲載です。

(会長)

他に何かないでしょうか。

(委員)

議案の36ページ、地区毎の市街地像で北船津・南船津地区があげられて、その中に総合支所や郵便局、銀行、小売店舗などが立地するとあるのですが、総合支所と後にも出てきますが、これは野田地区になるのですね。ですからなぜ野田地区が入っていないのか。意図的にはずしているのか単純ミスなのかお尋ねします。

(長崎県都市計画課)

地区名については、名称をつけるのにすべての地区名をつけると沢山になるので、みなさんにわかりやすく大体このあたりという地区名、この付近とイメージしていただくために地区名を付けております。

すべての地区、たとえば野田地区、そういったところも含んだところで大体このあたりとイメージしていただくような名称、地区のつけかたをしておりますので、意図的にはずしたとかそういうことではなく、わかりやすく地区名をつけさせていただいたという内容になります。

当初こういう形でつけさせていただいていますが、今回はそのまま変更していませんが、当初そういう意見があれば地区名を野田地区とか言うような名称をつけた可能性はあります。今の時点ではこの名称で計画が続いておりますので、そのまま、今回については地区名変更というところまでは至っていないというところではあります。

(会 長)

この都市計画審議会の意見としてそういう意見があったということはあげていいのでしょうか。

(長崎県都市計画課)

支所がそこにあるということは私たちも知っておりますが、どうやって地区の名前をつけたのかといいますと、あの辺りをイメージする為に代表的な地区名を用いたということです。当初どういうつけかたをしたということはその時の担当者なり、みなさんといろんなところで議論した上でつけておりますので、今回すぐに変更しますということは、この場では言えませんので、ご意見として雲仙市にあげていただいて雲仙市から県へいただければ次回の課題ということで検討させていただきます。

(事務局)

北船津・南船津については違和感がありまして、実際に野田地区というところにいちばん公共施設などが集中しているものですから、これにつきましては市の方からもこういう意見があったということで県へ伝えておきます。

(会 長)

他にご意見ございませんか。

(委 員)

国見地区の基本理念のところに「サッカー」「いちご」「かに」とありますが、いまサッカーは元気がないのでこれを変えてくださいではないので、是非、雲仙市もがんばってサッカーを強くするようにがんばっていければと思います。10年前とするとそこらへんも変わってきているのかなと思ったので今回は変更に関する審議の場ではありますが、そのように思いましたのでよろしく願いいたします。

(会 長)

他に何かございませんか。

(会 長)

それでは、それぞれの意見なり話がありましたが、先ほど委員が言われましたことにつきましてはそのような意見があったということを伝えます。

(事務局)

この審議会でありました意見につきましては市として審議会の中でこういう意見がありましたと県へあげていきたいと思えます。

【第1号議案 採決】

(会 長)

いま話がありましたように県へはそういった意見があったことを伝えますということでもあります。

第1号議案についていかがでしょうか。異存なしとして答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

ありがとうございました。賛成多数ということで異存なしとして答申することとします。

【第2号議案 採決】

(会 長)

それでは第2号議案の千々石地区についてですが、先ほど地区名の意見がございましたがこれについても異存なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

賛成多数ということで異存なしということで答申することとします。

【第3号議案 採決】

(会 長)

それでは第3号議案については小浜地区でございます。小浜地区についても異存なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

賛成多数ということで異存なしということで答申することとします。

(会 長)

それでは以上で第9回雲仙市都市計画審議会の議案審議を終了いたします

す。議事進行にご協力賜りありがとうございました。

(事務局)

宅島会長、お疲れ様でございました。委員の皆様ありがとうございました。

【6. その他】

(事務局)

その他でございますが、事務局より報告を行います。

(事務局)

現在進行中の項目について報告いたします。

平成24年度から3カ年で雲仙市緑の基本計画を策定しており、今年度が最終年度となります。本年度中に計画のとりまとめを行なう予定としております。

また、小浜町都市公園について公園区域の見直しについて、本年度から検討作業を進めているところでございます。

以上事務局からの報告とさせていただきます。

(事務局)

報告事項についてご意見などございませんでしょうか。

(意見なし)

【6. 閉会】

(事務局)

これをもちまして、第9回雲仙市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上